

(案)

資料 1 - 3

資料編

目次

1	中央区子育て支援に関するニーズ調査（抜粋）	資料編 1
2	中央区子ども・子育て会議条例	資料編 16
3	用語解説	資料編 18
4	施設位置図	資料編 23
5	中央区子ども・子育て会議審議経過	資料編 27

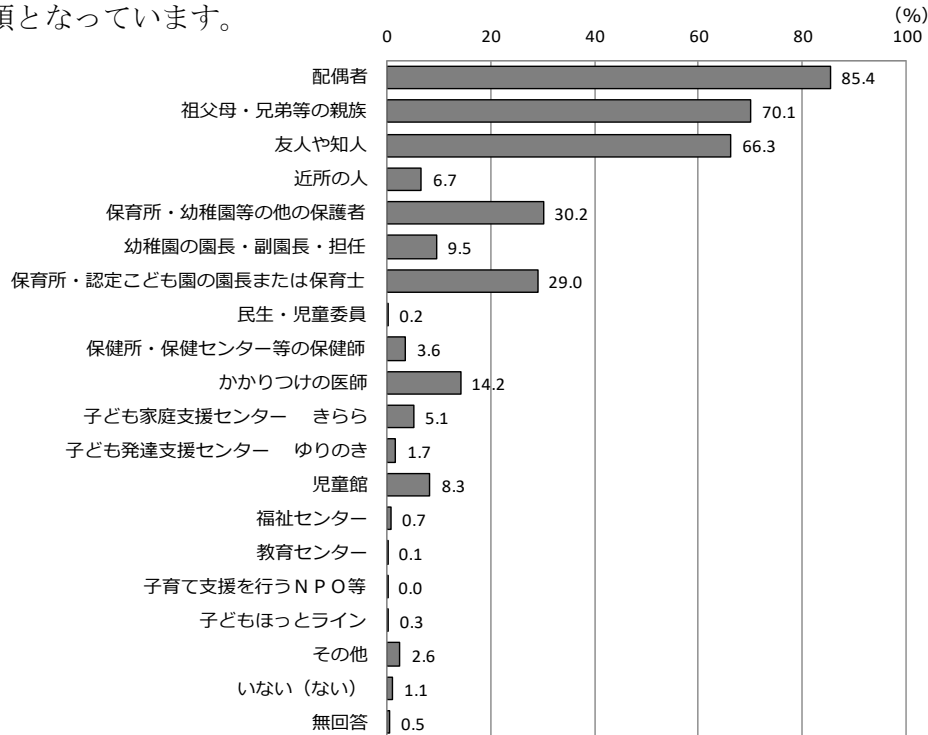
1 中央区子育て支援に関するニーズ調査（抜粋）

子どもの育ちをめぐる環境について

（1）子育てに関して気軽に相談できる人や場所（複数回答）

◆就学前児童調査◆

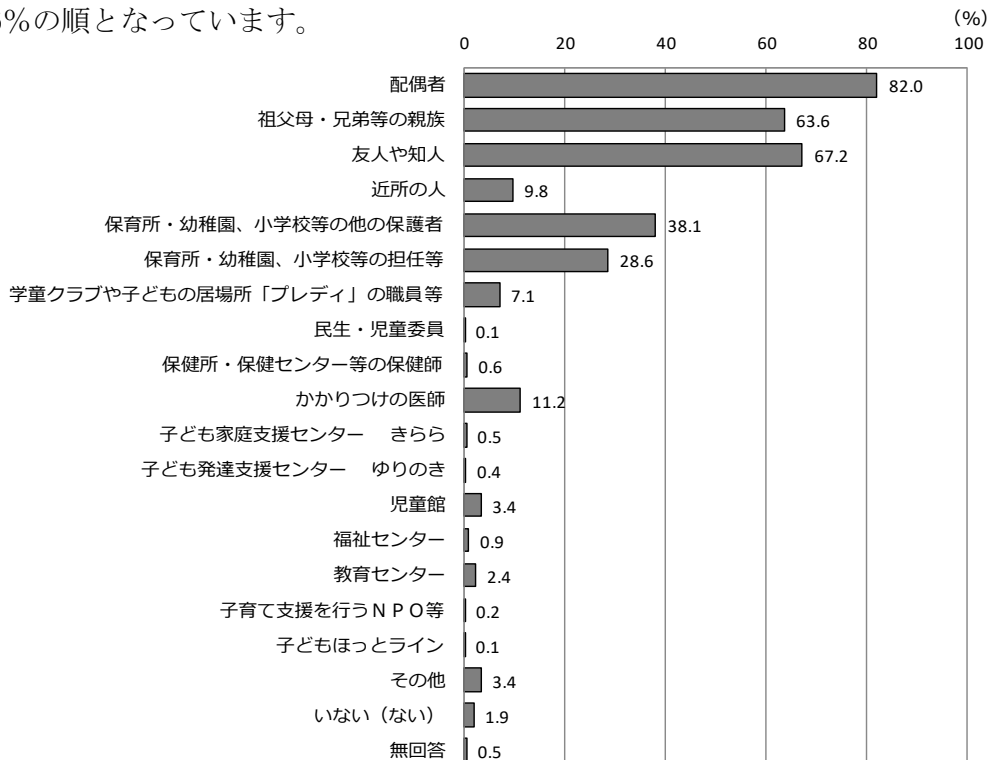
・「配偶者」が85.4%で最も高く、次いで「祖父母・兄弟等の親族」が70.1%、「友人や知人」が66.3%の順となっています。



n=2,970

◆小学校児童調査◆

・「配偶者」が82.0%で最も高く、次いで「友人や知人」が67.2%、「祖父母・兄弟等の親族」が63.6%の順となっています。

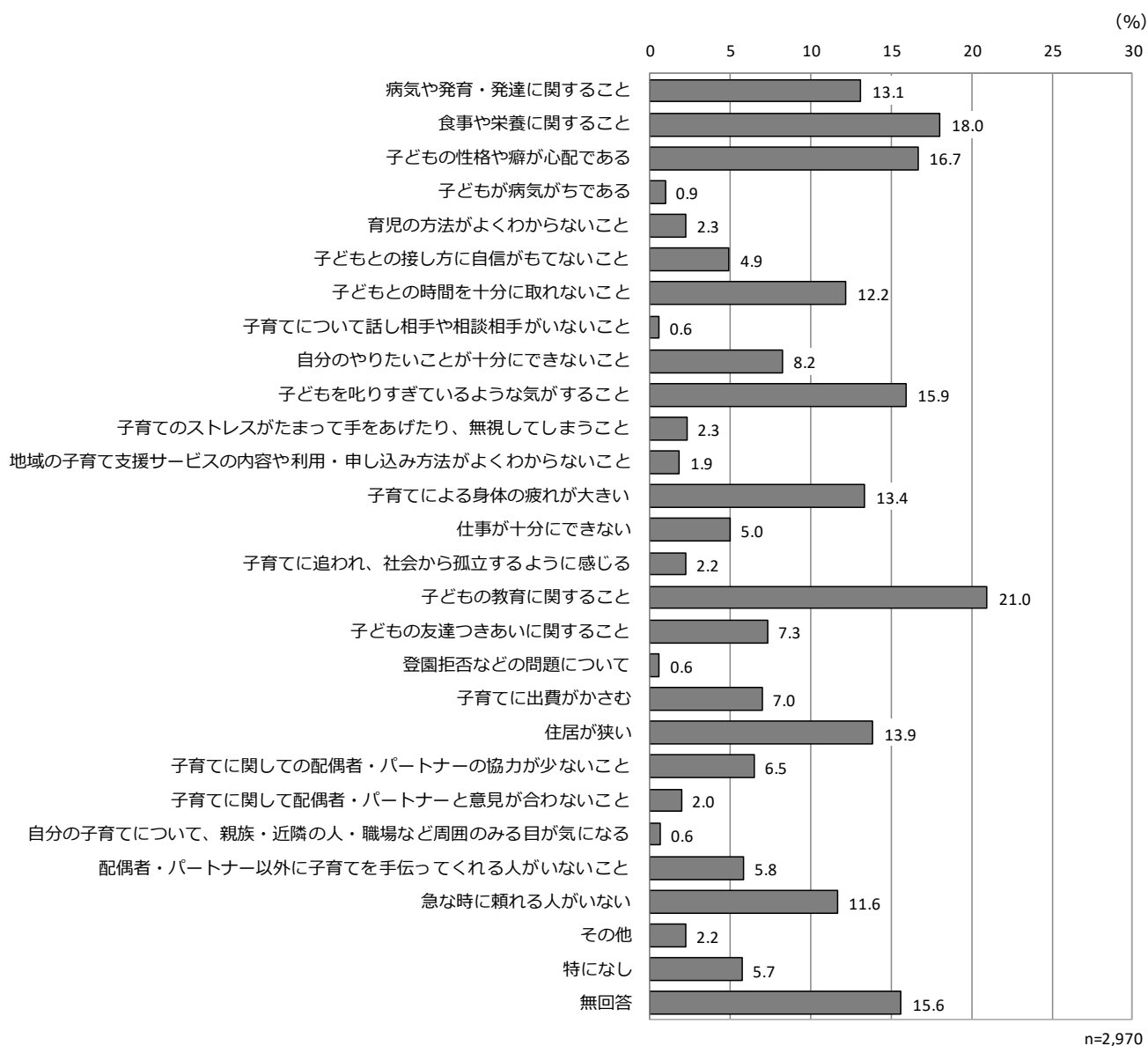


n=1,905

(2) 子育てに関する悩みや気になること（複数回答）

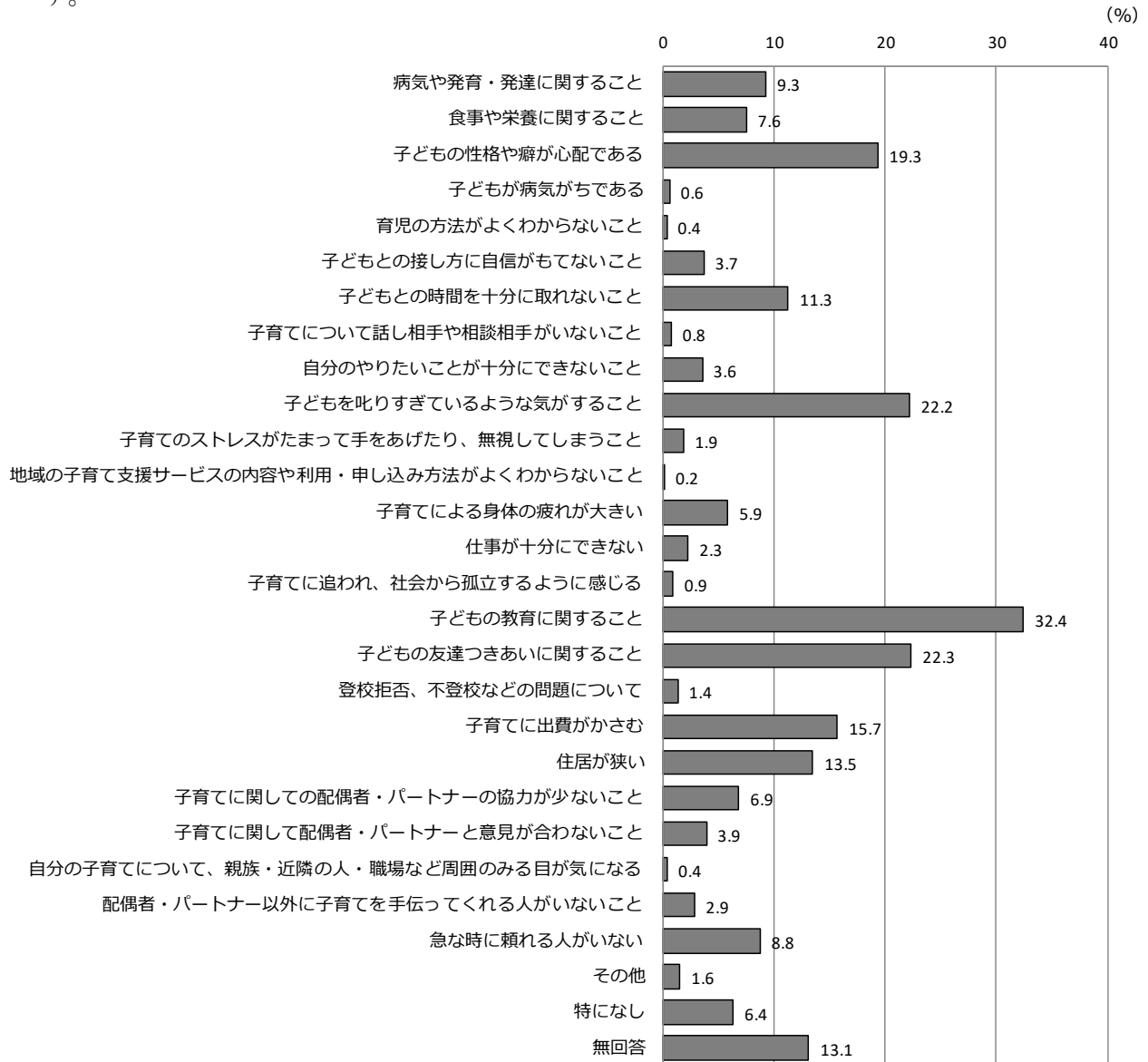
◆就学前児童調査◆

・「子どもの教育に関すること」が21.0%で最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」が18.0%、「子どもの性格や癖が心配である」が16.7%の順となっています。



◆小学校児童調査◆

・「子どもの教育に関すること」が32.4%で最も高く、次いで「子どもの友達つきあいに関すること」が22.3%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが22.2%の順となっています。



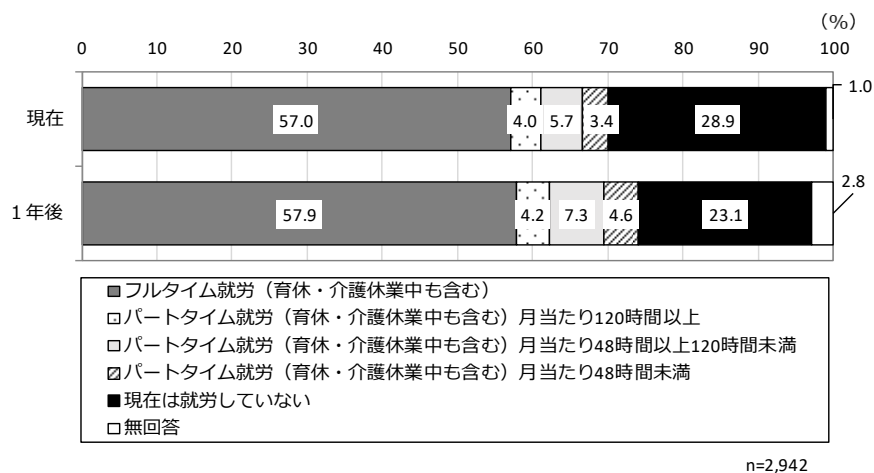
n=1,905

保護者の就労状況について

(1) 母親の現在の就労状況と今後の就労予定（単回答）

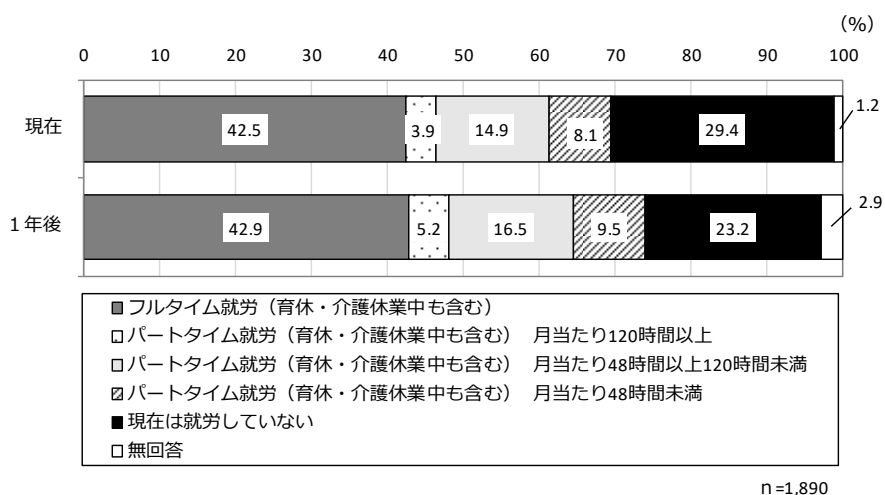
◆就学前児童調査◆

- ・現在は、「フルタイム就労（育休・介護休暇中も含む）」が57.0%、1年後は、「フルタイム就労（育休・介護休暇中も含む）」が57.9%で最も高くなっています。
- ・就業率は、現在の70.1%に比べ、1年後の就業率は74.0%で3.9ポイント増加しています。



◆小学校児童調査◆

- ・現在は、「フルタイム就労（育休・介護休暇中も含む）」が42.5%、1年後は、「フルタイム就労（育休・介護休暇中も含む）」が42.9%で最も高くなっています。
- ・就業率は、現在の69.4%に比べ、1年後の就業率は74.1%で4.7ポイント増加しています。

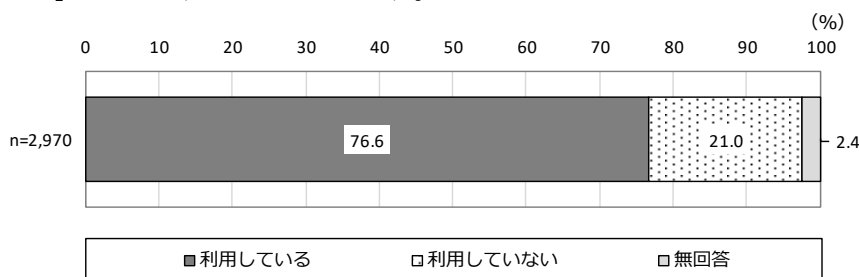


平日の定期的な施設・事業の利用状況について

◆就学前児童調査◆

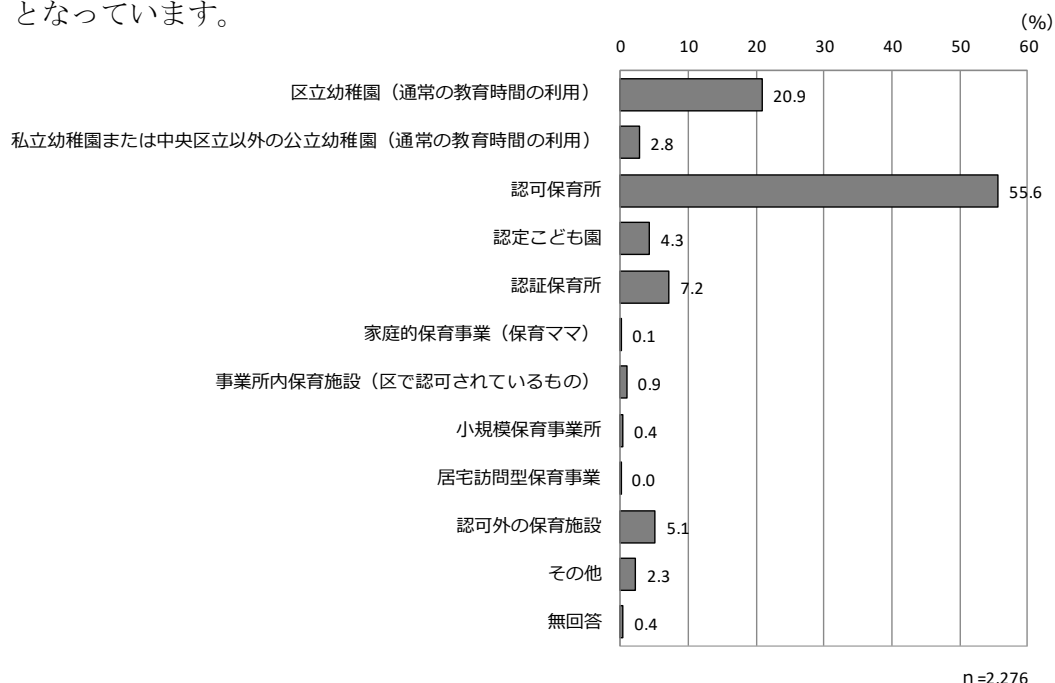
(1) 幼稚園や保育所などの施設・事業の定期的利用の有無（単回答）

・「利用している」が76.6%となっています。



(2) 定期的にご利用している施設・事業（単回答）【(1)で「利用している」と回答した方限定】

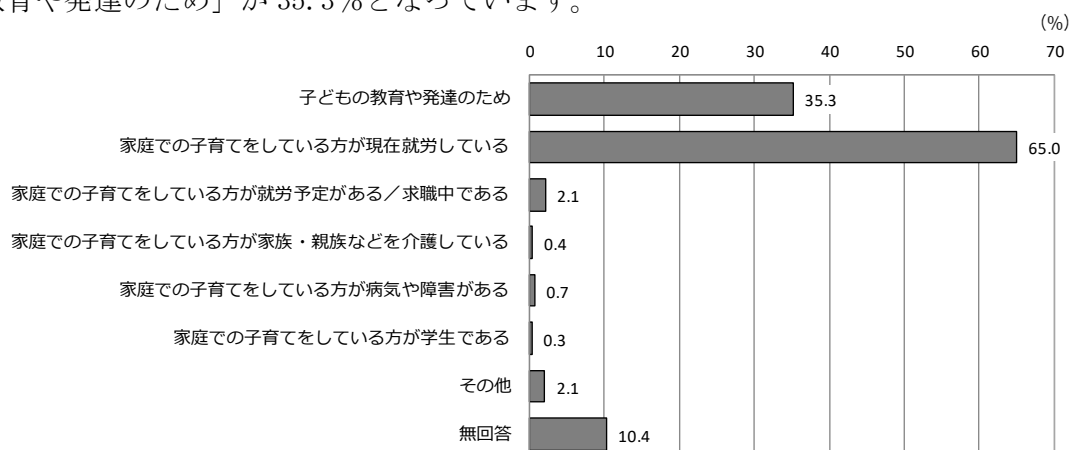
・「認可保育所」が55.6%で最も高く、次いで「区立幼稚園（通常の教育時間の利用）」が20.9%となっています。



(3) 定期的にご利用している理由（複数回答）

【(1)で「利用している」と回答した方限定】

・「家庭での子育てをしている方が現在就労している」が65.0%で最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が35.3%となっています。

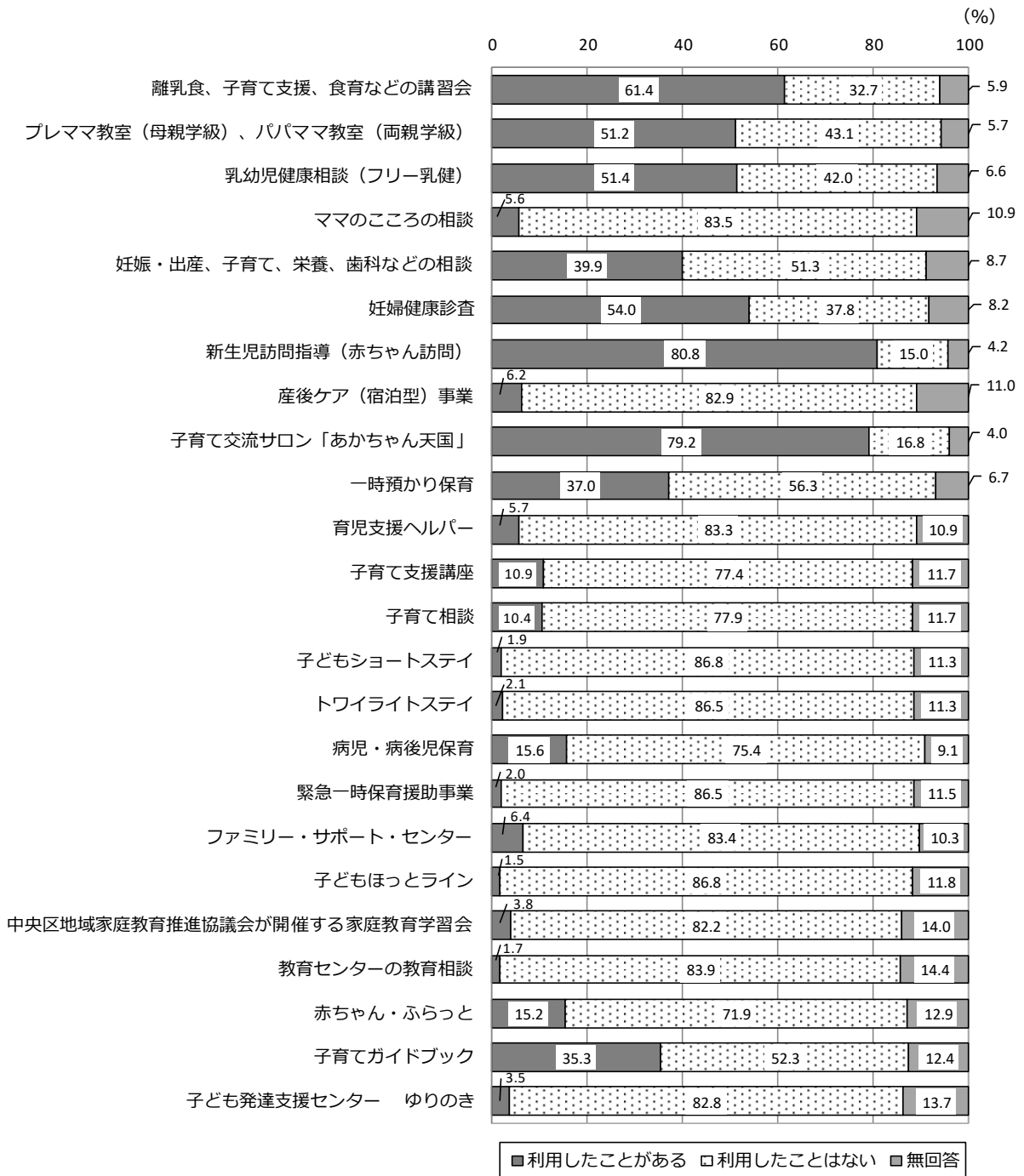


地域の子育て支援事業の利用状況について

(1) 地域子育て支援事業の利用経験（単回答）

◆就学前児童調査◆

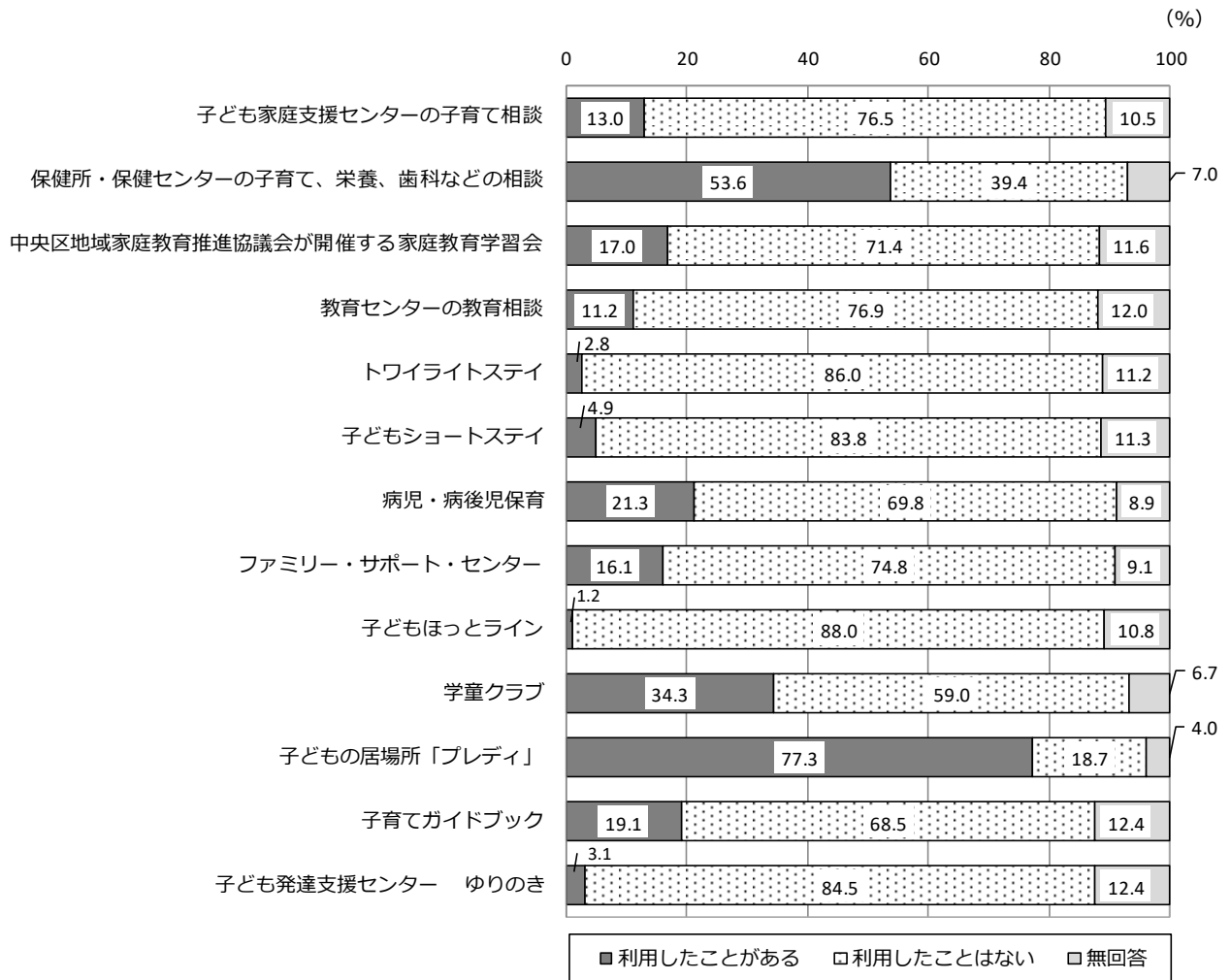
- ・利用経験が高い事業は、「新生児訪問指導（赤ちゃん訪問）」が80.8%で最も高く、次いで「子育て交流サロン「あかちゃん天国」」が79.2%となっています。



n=2,970

◆小学校児童調査◆

・利用経験が高い事業は、「子どもの居場所「プレディ」」が77.3%で最も高く、次いで「保健所・保健センターの子育て、栄養、歯科などの相談」が53.6%となっています。

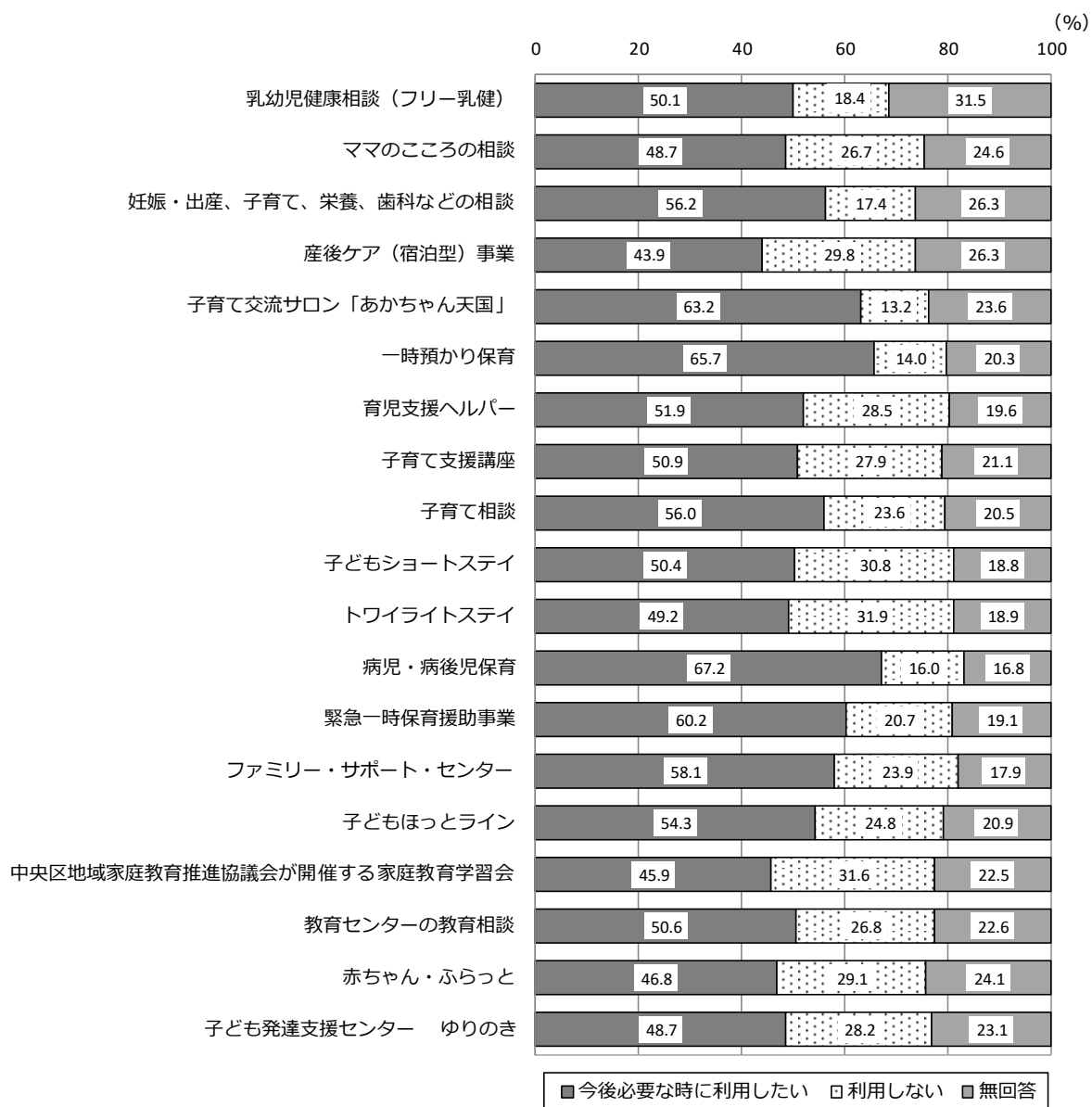


n=1,905

(2) 地域子育て支援事業の今後の利用意向（単回答）

◆就学前児童調査◆

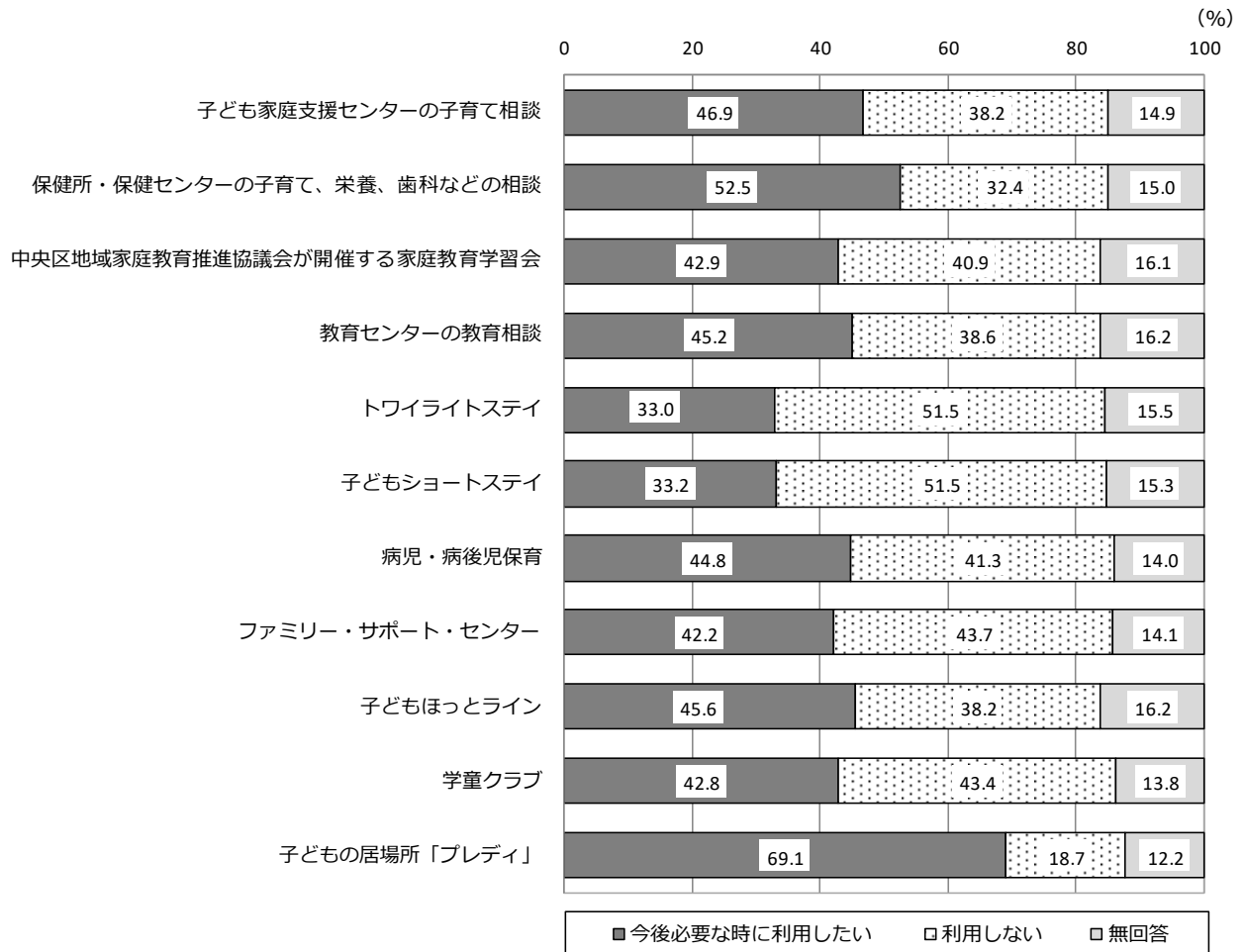
- ・利用意向が高い事業は、「病児・病後児保育」が67.2%で最も高く、次いで「一時預かり保育」が65.7%となっています。
- ・利用経験と利用意向を比較すると、「病児・病後児保育」や「ファミリー・サポート・センター」は利用経験に比べ50ポイント以上高くなっています。



n=2,970

◆小学校児童調査◆

- ・利用意向が高い事業は、「子どもの居場所「ブレディ」」が69.1%で最も高く、次いで「保健所・保健センターの子育て、栄養、歯科などの相談」が52.5%となっています。
- ・利用経験と利用意向を比較すると、「子どもほっとライン」は利用経験に比べ44.4ポイント高くなっています。



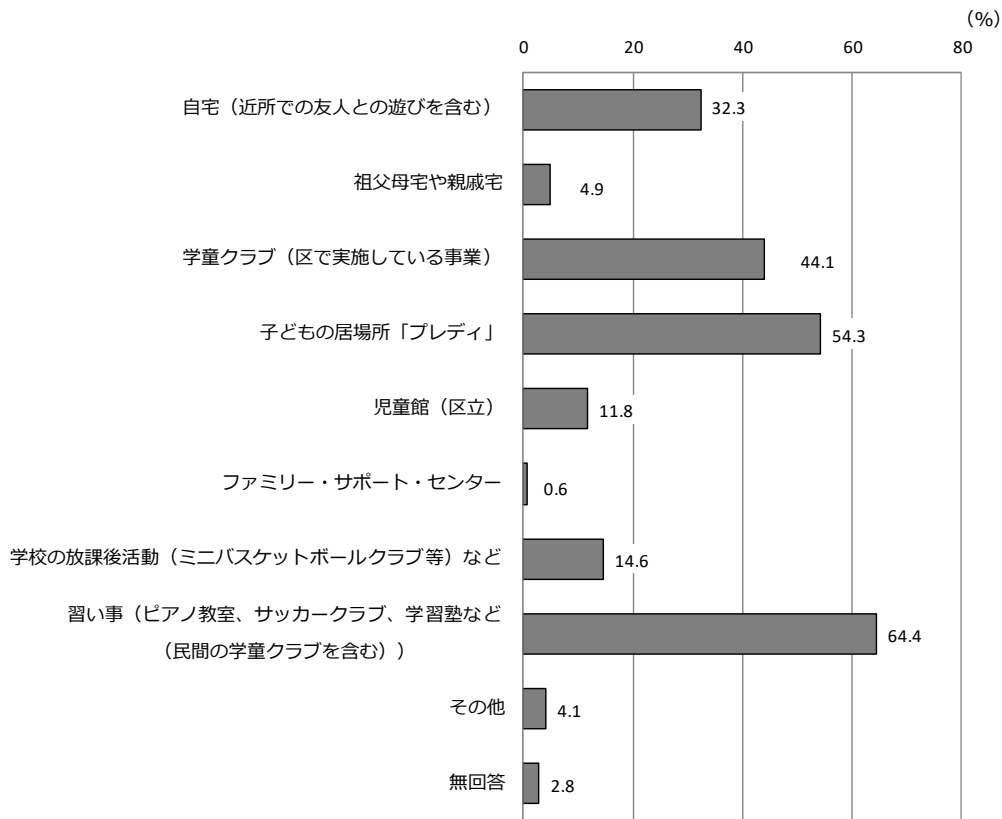
n=1,905

小学校における放課後の過ごし方について

(1) 小学校低学年時の平日の放課後に希望する居場所（複数回答、数量回答）【5歳児限定】

◆就学前児童調査◆

- ・「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など（民間の学童クラブを含む）」が 64.4%で最も高く、次いで「子どもの居場所「プレディ」」が 54.3%となっています。

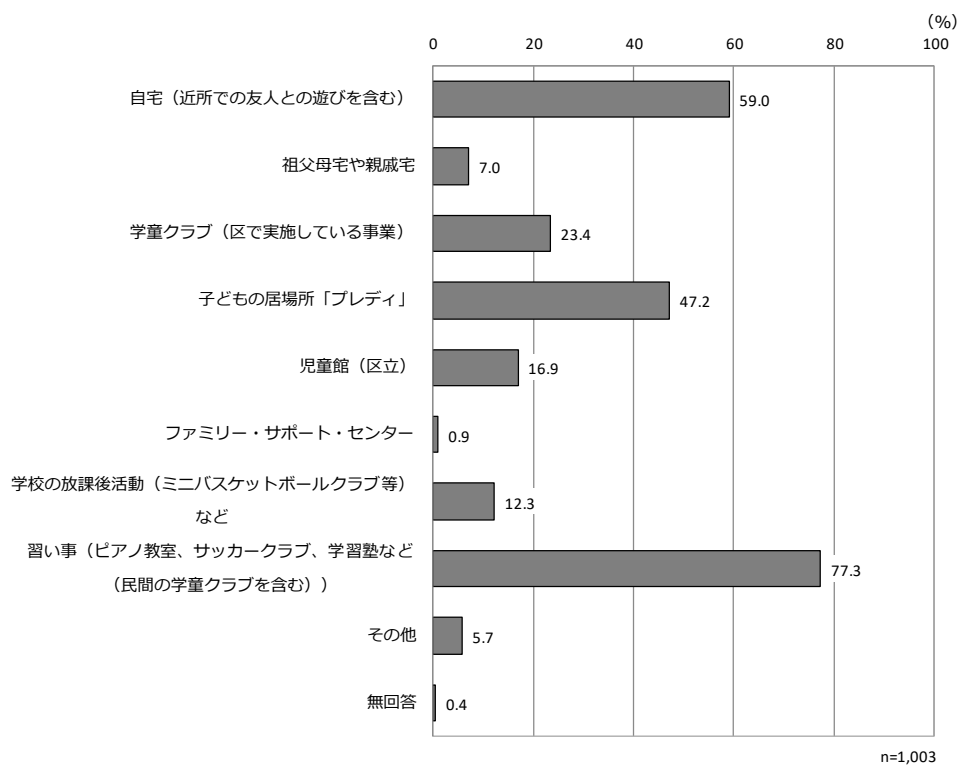


n=492

(2) 小学校低学年時の平日の放課後の居場所（複数回答、数量回答）【3年生以下限定】

◆小学校児童調査◆

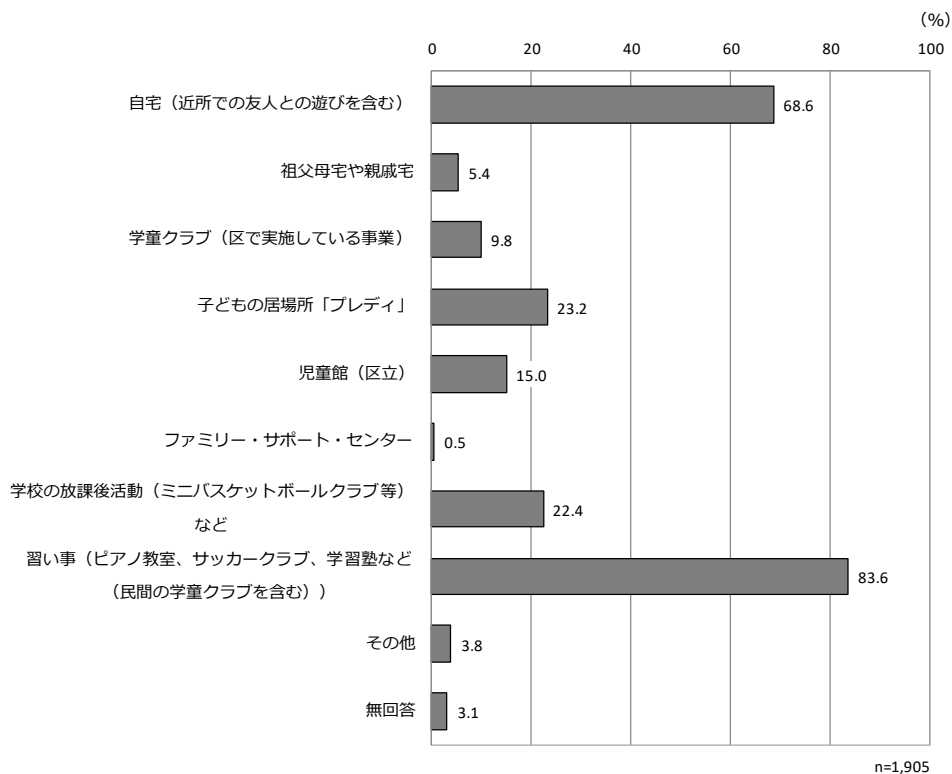
- ・「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など（民間の学童クラブを含む）」が77.3%で最も高く、次いで「自宅（近所での友人との遊びを含む）」が59.0%となっています。



(3) 小学校高学年時の平日の放課後の居場所（低学年の方は高学年になった時の希望） （複数回答、数量回答）【1～6年生】

◆小学校児童調査◆

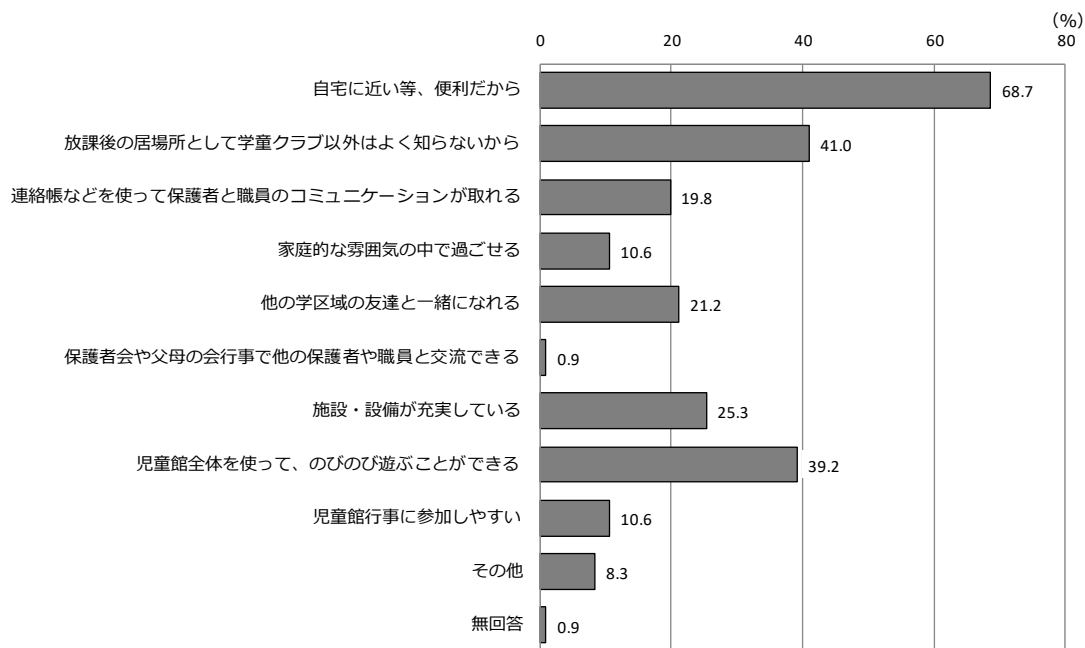
- ・「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など（民間の学童クラブを含む）」が83.6%で最も高く、次いで「自宅（近所での友人との遊びを含む）」が68.6%となっています。



(4) 学童クラブを利用したい理由(複数回答)【「学童クラブ」の利用意向がある方限定】

◆就学前児童調査◆

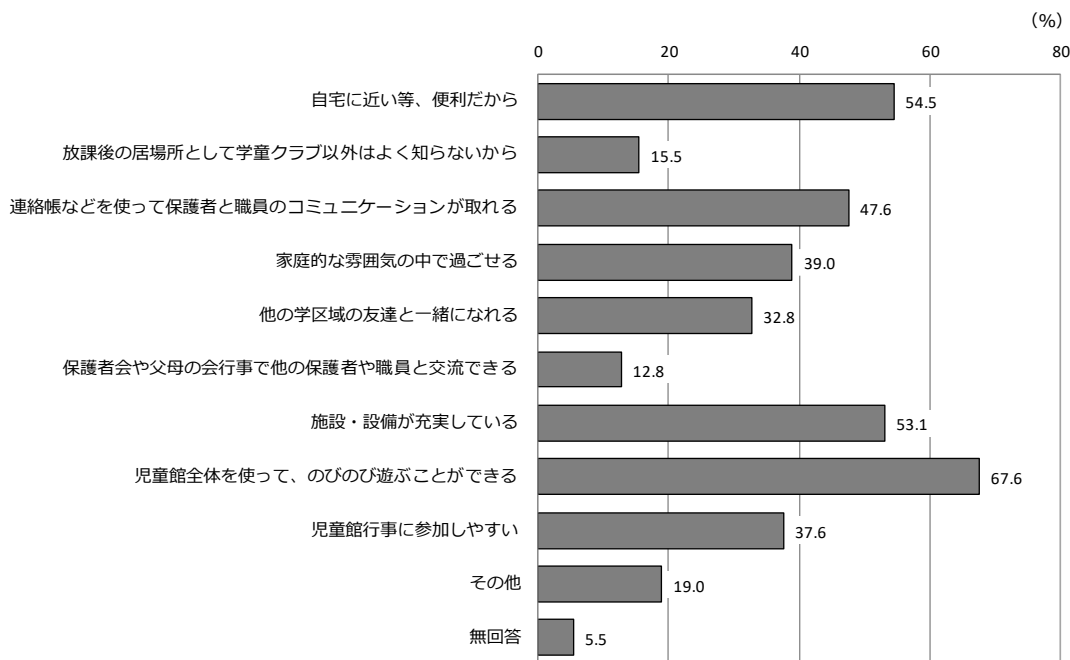
- ・「自宅に近い等、便利だから」が68.7%で最も高く、次いで「放課後の居場所として学童クラブ以外はよく知らないから」が41.0%となっています。



n=217

◆小学校児童調査◆

- ・「児童館全体を使って、のびのび遊ぶことができる」が67.6%で最も高く、次いで「自宅に近い等、便利だから」が54.5%となっています。



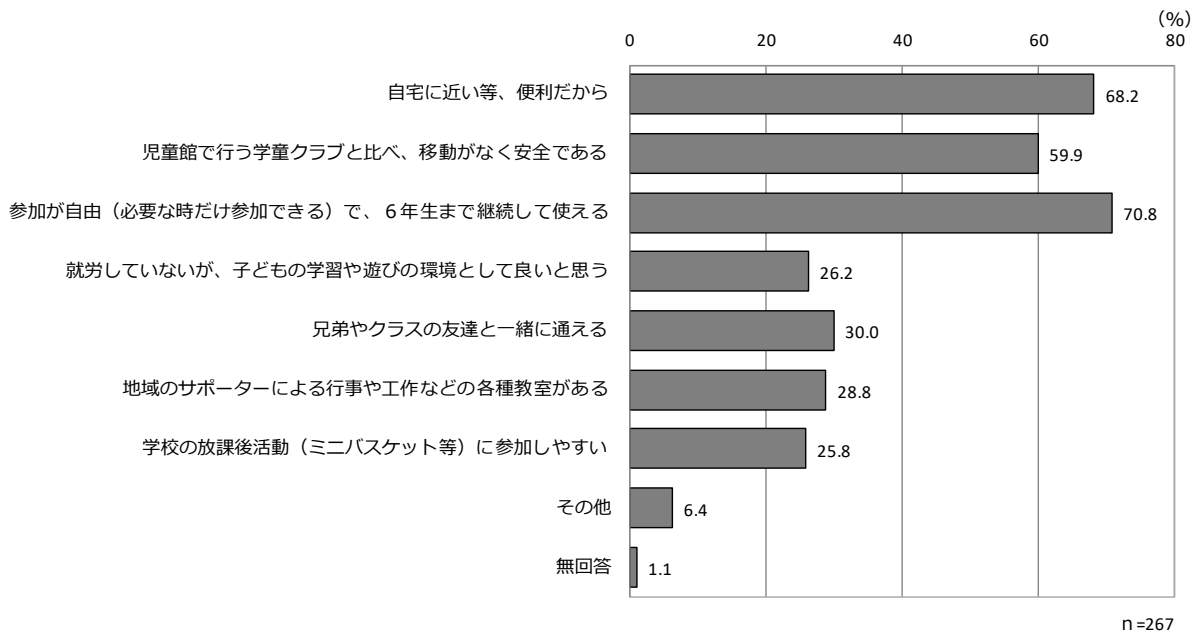
n=290

(5) 子どもの居場所「プレディ」を利用したい理由（複数回答）

【「子どもの居場所「プレディ」」の利用意向がある方限定】

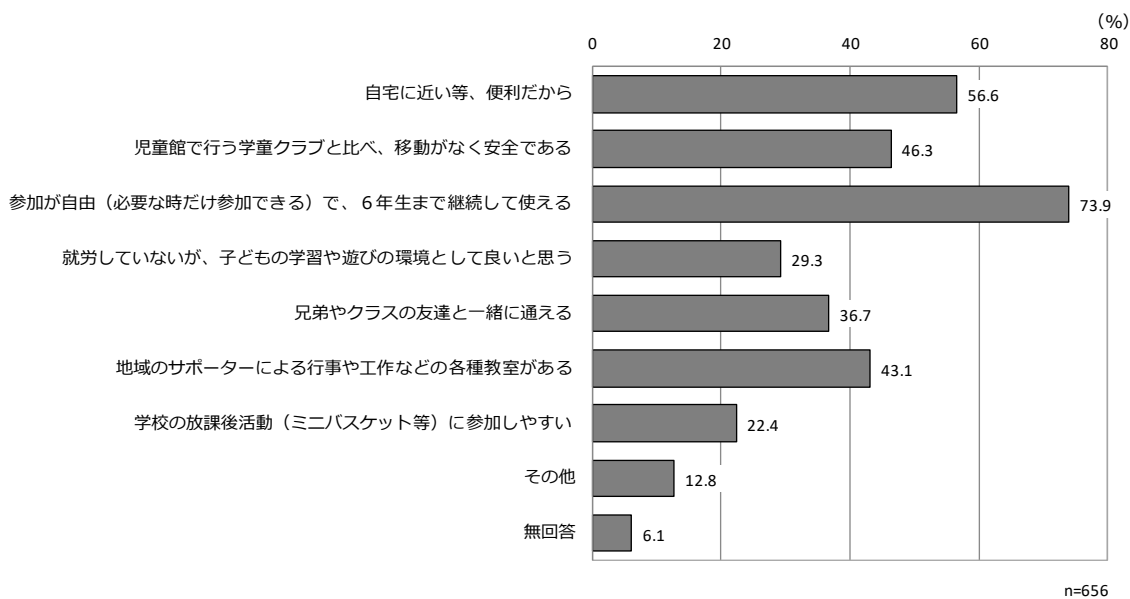
◆就学前児童調査◆

- ・「参加が自由（必要な時だけ参加できる）で、6年生まで継続して使える」が70.8%で最も高く、次いで「自宅に近い等、便利だから」が68.2%となっています。



◆小学校児童調査◆

- ・「参加が自由（必要な時だけ参加できる）で、6年生まで継続して使える」が73.9%で最も高く、次いで「自宅に近い等、便利だから」が56.6%となっています。

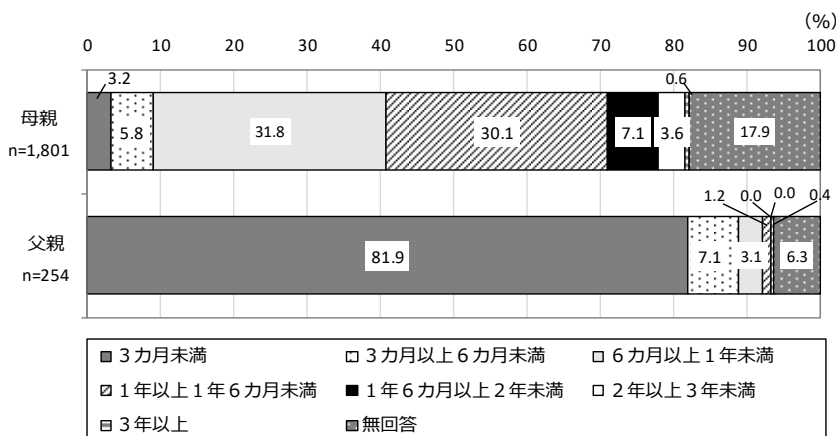


育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

◆就学前児童調査◆

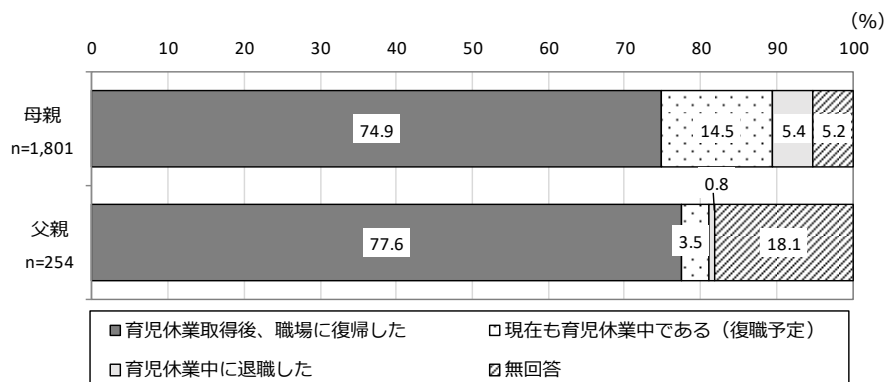
(1) 両親の育児休業の取得状況（単回答、数量回答）【取得日数】

- ・“母親”は「6カ月以上1年未満」が31.8%で最も高く、次いで「1年以上1年6カ月未満」が30.1%となっています。
- ・“父親”は「3カ月未満」が81.9%となっています。



(2) 育児休業後の職場への復帰の状況（単回答）

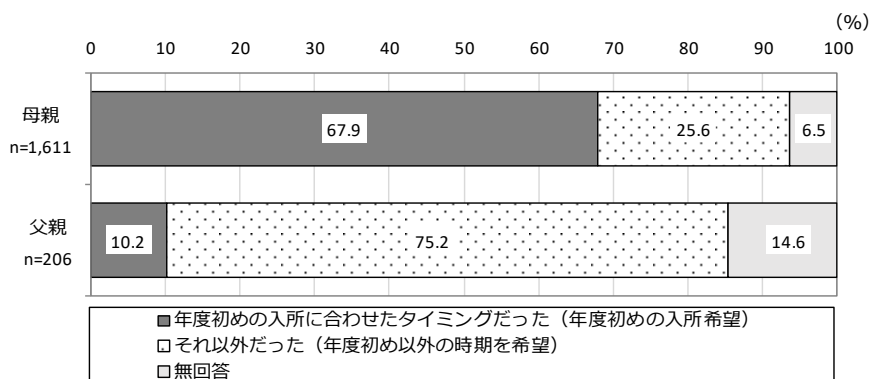
- ・「育児休業取得後、職場に復帰した」は、“母親”は74.9%、“父親”は77.6%となっています。



(3) 育児休業後の職場への復帰のタイミング（単回答）

【(2)で職場復帰をした方と現在も育児休業中の方限定】

- ・“母親”は「年度初めの入所に合わせたタイミングだった（年度初めの入所希望）」が67.9%、“父親”は「それ以外だった（年度初め以外の時期を希望）」が75.2%で最も高くなっています。

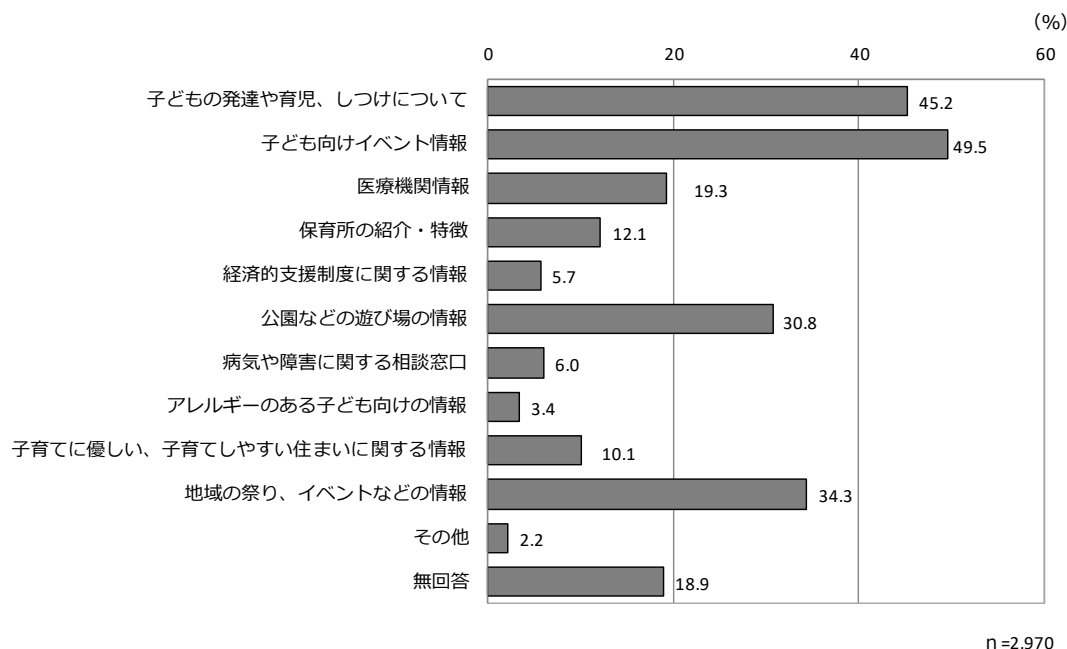


子育てに関する意識について

(1) 子育てに関して欲しい情報（複数回答）

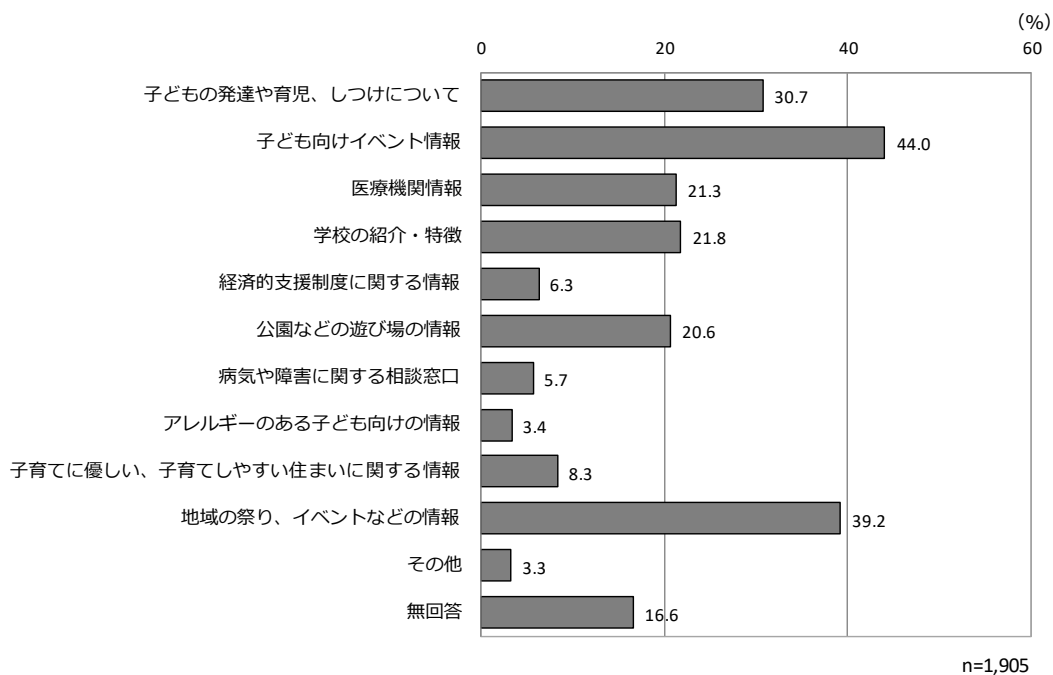
◆就学前児童調査◆

- ・「子ども向けイベント情報」が49.5%で最も高く、次いで「子どもの発達や育児、しつけについて」が45.2%となっています。



◆小学校児童調査◆

- ・「子ども向けイベント情報」が44.0%で最も高く、次いで「地域の祭り、イベントなどの情報」が39.2%となっています。



2 中央区子ども・子育て会議条例

平成25年7月4日

条例第35号

改正 平成29年6月22日

条例第18号

(設置)

第一条 中央区(以下「区」という。)における子ども・子育て支援(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)の推進を図るため、法第七十七条第一項の規定に基づき、区長の附属機関として、中央区子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、法第七十七条第一項各号に掲げる事務を処理するほか、区長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するとともに、当該事項について区長に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する二十人以内の委員をもって組織する。

- 一 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する子どもの保護者又は子ども・子育て支援に関する施策に関心を有する者
- 二 区内において行われる子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 三 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- 四 区内の医療関係団体の構成員
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は三年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成二九年条例一八号〕)

(会長及びその職務)

第五条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第六条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第七条 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第八条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬)

第九条 委員には、別表に定める額の報酬を支給する。

2 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月十日までに支給する。

(委員の費用弁償)

第十条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。

3 前二項の規定にかかわらず、委員が職務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。

第十一条 委員が招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。ただし、当該日について前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。

(関係者等の費用弁償)

第十二条 第八条の規定により子ども・子育て会議に出席した者に対しては、その費用を弁償する。

ただし、区の常勤の職員である者がその職務に関連して子ども・子育て会議に出席したときは、この限りでない。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。

(支給方法)

第十三条 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二二日条例第一八号）

1 この条例は、平成二十九年九月一日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区子ども・子育て会議条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱し、又は任命する委員の任期から適用する。

別表（第九条—第十一条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
会長	日額 二三、〇〇〇円	中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）に規定する副区長相当額
学識経験を有する委員	日額 一九、〇〇〇円	
医療関係団体委員	日額 一七、〇〇〇円	
その他の委員	日額 一三、〇〇〇円	

3 用語解説

【あ行】

◆ICT

「情報通信技術」の略であり、IT (Information Technology) とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もあります。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつあります。

◆新しい経済政策パッケージ

平成29年12月に閣議決定された「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうための政策パッケージのことです。「生産性革命」では、2020年に向けて、過去最高の企業収益を、しっかりと賃上げや設備投資につなげていきます。「人づくり革命」は、2020年度までの間に、これまでの制度や慣行にとらわれない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く。子育て世代、子供たちに、大胆に政策資源を投入することで、我が国の社会保障制度を、お年寄りも若者も安心できる「全世代型」の制度へと大きく転換していきます。

◆生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」といった知・徳・体のバランスのとれた力をさします。平成8（1996）年に文部省（現在の文部科学省）の中央教育審議会において「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という諮問に対する第一次答申の中で示されました。平成20（2008）年3月28日に告示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領でも、これを継承し、教育基本法改定等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成することとしています。

◆育児休業（制度）

労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。

「育児・介護休業法」では、1歳6か月以後も、保育園等に入れられないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できます。

【か行】

◆教育・保育施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のことです。

認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のことです。認定こども園には4つのタイプがあります。 ・幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす施設。なお、新制度では認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となります。
--------	--

認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園型：認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設 ・保育所型：認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たす施設 ・地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たす施設
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所	就労などのため家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育する施設

◆合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

◆子ども・子育て会議

《国》

子ども・子育て支援法第72条から第75条までの規定に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、国の子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に子ども・子育て会議が設置されました。

《都道府県・区市町村》

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、自治体は教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際に意見を聴くために、「審議会その他の合議制の機関」（地方版子ども・子育て会議）を置くように努める、とされています。また、この会議は、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況について、調査審議する役割を担っています。

《中央区》

平成25年7月に「中央区子ども・子育て会議条例」を制定し、学識経験者、子育て当事者（公募区民）、保育・教育関係者等で構成される「中央区子ども・子育て会議」を設置しました。

◆子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」の3つの法律のことです。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが、子ども・子育て関連3法の趣旨です。

【さ行】

◆施設型給付

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）を対象とした給付のことであり、保育の必要性の有無に応じた「支給認定」を受けた利用者が教育・保育施設から教育・保育の提供を受けた場合、その費用に関し公費から給付が受けられます。給付は、保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設が保護者に代わり給付を受け取る仕組み（個人給付の法定代理受領制度）となります。

◆次世代育成支援対策推進法

日本における急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 15 年に施行された法律です。この法律に基づき、企業および国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされています。平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法でしたが、平成 26 年 4 月に法律が改正され、法律の有効期限が令和 7 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

◆児童館

児童福祉法第 40 条に基づく児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊び場を提供して、遊びを通じてその健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

◆児童虐待

保護者（親または親に代わる養育者）によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト（食事を与えない、家に置き去りにするなどの養育の放棄又は怠慢）、身体的虐待、心理的虐待（著しい暴言、無視など）、性的虐待に分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

◆食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を楽しく身に付ける教育の取組のことです。

◆新・放課後子ども総合プラン

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成 26 年 7 月に策定した「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、平成 30 年これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、2019 年度から向こう 5 年間を対象とする計画のことです。

児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容としたものです。

【た行】

◆待機児童

認可保育所への入所申込みをしておき、入所要件に該当しているにもかかわらず、定員超過等の理由で入所できない児童（認証保育所・家庭福祉員等で保育を受けている児童等を除く）のことです。

◆地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子ども・子育て支援に関する事業で、次の事業があります。

利用者支援に関する事業（利用者支援）	子どもや保護者が、施設や事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言等を行う事業
時間外保育事業（延長保育事業）	認可保育所や認定こども園等の定期的な保育事業において、通常保育後の時間に、延長して保育を行う事業
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業
放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）	子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業
子育て短期支援事業（子どもショートステイ）	保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業
幼稚園預かり保育	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園にて預かり保育を行う事業
一時預かり保育	保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かる事業
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業
乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）	生後 4 カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために「要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業
地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）	地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業
病児保育事業（病児・病後児保育事業）	入院加療の必要のない病中または病後回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業
妊婦健康診査	母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施する事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などを助成する事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業	保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進するための事業
--------------------	--

◆東京都認証保育所

認可保育所だけでは応えきれない大都市の多様な保育ニーズに応えるために創設された東京都独自基準（認証基準）による保育所です。民間企業など多様な事業者が運営し、次のような特色があります。

- ・全施設で0歳児から預かり
- ・全施設において13時間の開所を基本とする
- ・利用者と保育所の直接利用契約
- ・都独自基準により、適切な保育水準を確保

◆特定教育・保育施設

区長が施設型給付費の支給に係る施設として確認した「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園や、東京都認証保育所は含まれません。

◆特定地域型保育事業

区長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認した事業者が行う「地域型保育事業」のことです。

◆特別支援教育

LD（学習障害）、AD／HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。

【は行】

◆骨太の方針2018

「経済財政運営と改革の基本方針」の略称です。首相が座長を務める経済財政諮問会議でまとめられ、毎年の予算編成や税制改正、重要政策に反映されます。「少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現」に向け、人づくり革命、生産性革命、働き方改革、新たな外国人材の受入れ、経済・財政一体改革の推進の5つの柱を掲げ、今後政府が取り組むべき施策を取りまとめています。

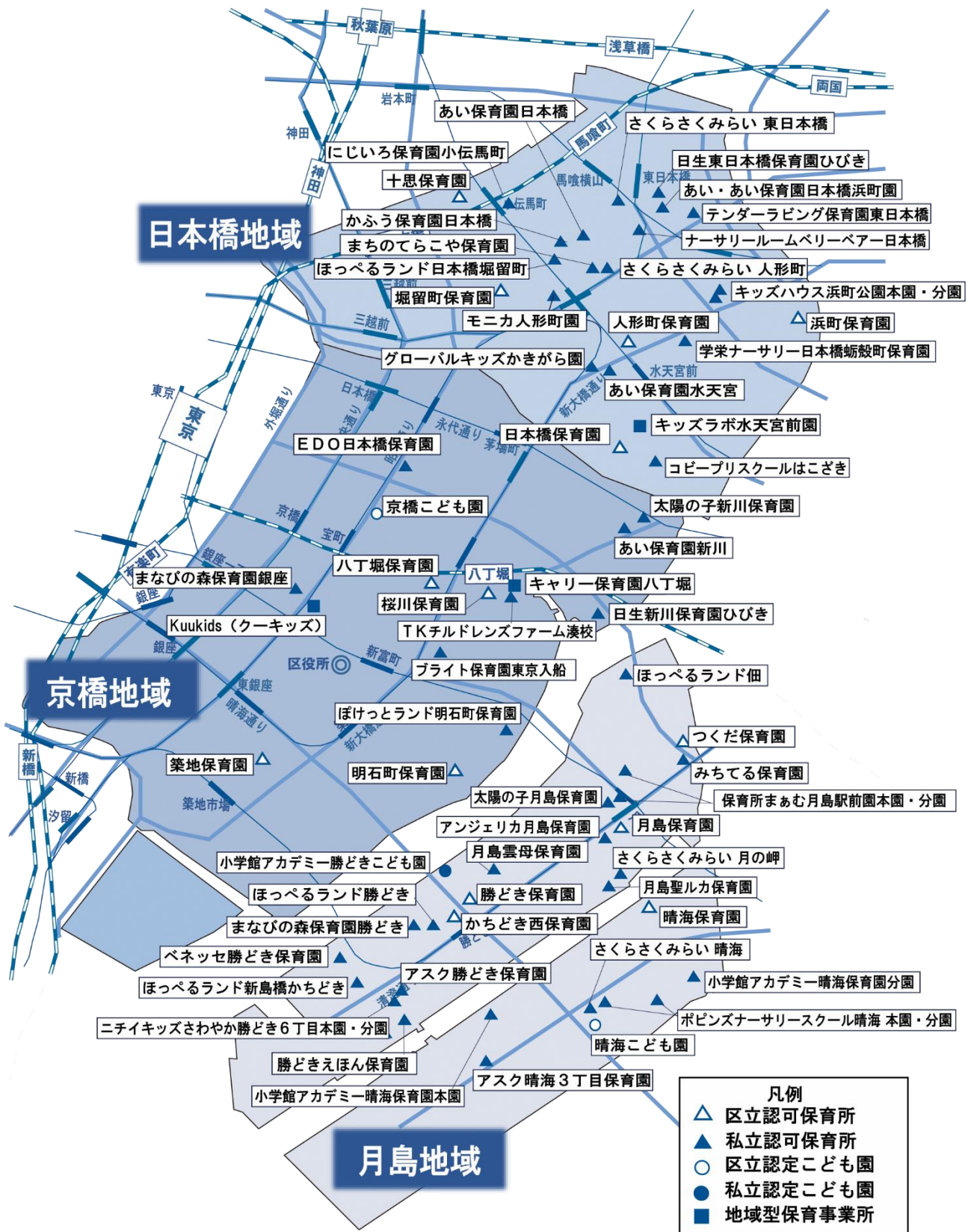
【わ行】

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

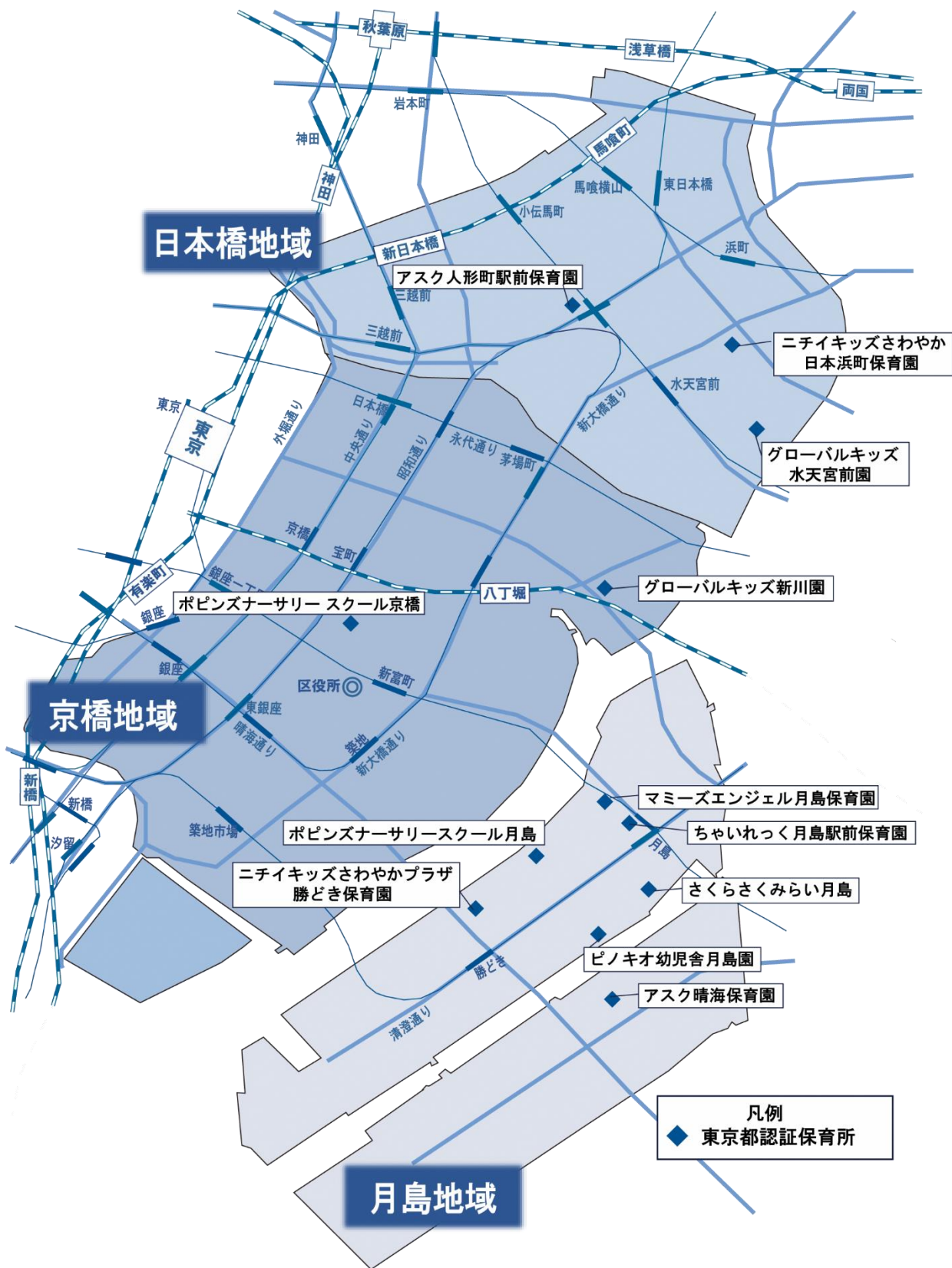
仕事と仕事以外の生活とのバランスを図ることにより、労働者は家庭や地域活動などに参加できる時間を確保しながら充実した生活を送ることが重要であるという考え方です。また、事業者にとっても生産性の向上や優秀な人材確保などにつながり、有益であるとされています。

4 施設位置図

(1) 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所



(2) 認証保育所



(3) 幼稚園



5 中央区子ども・子育て会議審議経過

■中央区子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体
学識経験者	大 竹 智	立正大学教授
	山 本 真 実	東洋英和女学院大学教授（令和元年9月30日まで）
	新 藤 こずえ	上智大学准教授（令和元年10月1日から）
医療関係者	渡 邊 浩 志	中央区医師会
	塙 佳 生	日本橋医師会
子育て支援事業者	小 林 英 好	株式会社小学館集英社プロダクション総合保育事業部部長
子育て支援事業従事者	藤 田 美 樹	中央区私立保育園長会（まなびの森保育園勝どき園長）（平成31年3月31日まで）
	高 梨 明 美	中央区私立保育園長会（太陽の子月島保育園長）（平成31年4月1日から）
	石 黒 公 子	中央区立保育園長会（中央区立晴海保育園長）
	太 田 禎 子	中央区立幼稚園長会（中央区立久松幼稚園長）
	永 井 勝 巳	中央区立小学校長会（中央区立豊海小学校長（平成31年3月31日まで）、（中央区立常盤小学校長（平成31年4月1日から））
子育て当事者（保護者）	丹 羽 亮 介	公募区民
	堀 越 千 代	公募区民
	松 本 紗 智	公募区民
団体関係者	藤 丸 麻 紀	主任児童委員（京橋地域）
	加 藤 恵 子	主任児童委員（日本橋地域） （令和元年11月30日まで）
	太 田 明 実	主任児童委員（日本橋地域） （令和元年12月1日から）
	関 屋 衣 江	主任児童委員（月島地域）
	箱 守 由 記	ファミリー・サポート・センター提供会員代表
区職員	黒 川 眞	福祉保健部長（平成31年3月31日まで）
	田 中 智 彦	福祉保健部長（平成31年4月1日から）
	中 橋 猛	中央区保健所長（平成31年3月31日まで）
	山 本 光 昭	中央区保健所長（平成31年4月1日から）
	浅 沼 孝一郎	教育委員会事務局次長（平成30年3月31日まで）
	長 嶋 育 夫	教育委員会事務局次長（平成30年4月1日から）

（敬称略：順不同）

■平成 30 年度

開催日	主な議題
第 1 回 7 月 27 日	(1) 中央区の子育て支援事業の状況について (2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施スケジュールについて (3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 調査項目 (案) について
第 2 回 9 月 14 日	(1) 中央区子育て支援に関するニーズ調査について (2) 中央区ひとり親家庭実態調査について
第 3 回 1 月 28 日	(1) 中央区子育て支援に関するニーズ調査結果 (速報版) について
第 4 回 3 月 25 日	(1) 中央区子育て支援に関するニーズ調査結果について (2) 中央区ひとり親家庭実態調査結果について

■令和元年度

開催日	主な議題
第 1 回 7 月 2 日	(1) 第二期中央区子ども・子育て支援事業計画の改定について (2) 施策の方向性および体系について (3) 計画の基本的な考え方、基本理念等について
第 2 回 8 月 8 日	(1) 幼児期の教育・保育の需要量見込みについて (2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量見込みについて (3) 子ども・子育て支援の取組等について
第 3 回 9 月 10 日	(1) 幼児期の教育・保育の需要量見込みについて (2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量見込みについて (3) 幼児期の教育・保育の確保方策について (4) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について
第 4 回 10 月 31 日	(1) 第二期中央区子ども・子育て支援事業計画 中間報告 (素案) について
第 5 回 2 月 6 日	(1) 第二期中央区子ども・子育て支援事業計画 最終報告 (案) について
第 6 回 3 月 27 日	(1) 第二期中央区子ども・子育て支援事業計画書について